

川島町環境基本計画の見直しについて

第1章 計画の基本的事項

頁	現行	改正
3	第1節 計画策定の目的と背景 本町では、平成25年4月に施行した「川島町環境保全条例」に基づき、平成27年3月に「川島町環境基本計画」を策定し、望ましい環境像「美しい景観・自然との共生 快適で活力ある かわじま」を掲げ、それを実現するため、環境の保全と創出に向けた施策に取り組んできました。 また、令和元年9月には、地球温暖化対策推進法第21条第1項に基づき、「川島町地球温暖化対策実行計画（事務・事業編）」を策定し、町の事務・事業活動に伴い発生する温室効果ガスの排出量の削減に取り組んできました。 一方、国際的な動きとして、2015年9月の国連総会において「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、先進国を含めすべての国々が、経済・社会・環境の課題に、共に取り組むべき社会全体の普遍的な目標として、「持続可能な開発目標（SDGs）」、17の目標（ゴール）と169のターゲットが設定されました。また、2015年12月に、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）がフランス・パリにおいて開催され、地球温暖化に係る新たな国際的枠組みとなる「パリ協定」が採択されました。これにより、世界の平均気温の上昇を産業革命から2.0℃以内にとどめるべく、すべての国々が地球温暖化対策に取り組んでいくことになりました。 このような背景の中、社会経済情勢や新たな環境課題に柔軟かつ適切に対応し、望ましい環境像及び環境目標の実現を目指して、今後の環境政策を効果的に推進するため、今回、本計画の見直しを行うこととします。	第1節 計画策定の目的と背景 また、2019年（令和元年）に策定した「川島町地球温暖化対策実行計画（事務・事業編）」を2024年（令和6年）3月に改訂し、2030年度（令和12年度）に温室効果ガスを50%削減するという目標を掲げました。 一方、国際的な動きとして、1997年の京都議定書の先進国の義務としての温室効果ガスの削減目標に始まり、2015年のパリ協定では参加国全てに削減目標の提出を掲げました。2018年には、IPCC（気候変動に関する政府間パネル）より、世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて1.5℃上昇させないために2050年の温室効果ガス排出量を正味ゼロにする必要があるとの報告があり、日本では、2020年に「2050年カーボンニュートラル」を表明し、2030年度に温室効果ガスを2013年度から46%削減することを決定。2021年に地球温暖化対策推進法を改正し、2050年カーボンニュートラルを基本理念として法定化。2025年2月に地球温暖化対策計画を改定し、温室効果ガスを2035年に60%削減、2040年に73%削減することを目指しています。

頁	現行	改正
4	第2節 計画の位置づけ 本計画は、本町の最上位計画である「第5次川島町総合振興計画」に示された将来像を環境面から具現化していくためのものです。	第2節 計画の位置づけ 本計画は、本町の最上位計画である「第6次川島町総合振興計画」に示された基本理念を、環境面から具現化していくものです。

頁	現行	改正
6	第4節 計画の期間 <u>本計画の期間は、長期的な将来を見据えながら、平成27年度（2015年度）を初年度、令和11年度（2029年度）を目標年度とする15年間とします。</u>	第4節 計画の期間 <u>本計画の期間は、長期的な将来を見据えながら、平成27年度（2015年度）を初年度、令和12年度（2030年度）を目標年度とする16年間とします。</u>

第2章 地域の概要

頁	現行	改正
13	第2節 人口・世帯数の動向 2 人口に関する特徴 人口の構成比をみると、15歳未満と15～64歳の人口の構成比が減少する一方で65歳以上は増加しています。 また、平成27年現在の5歳階級別の人口の分布状況より、将来における顕著な高齢者の増加と若年者の減少が予測されます。	第2節 人口・世帯数の動向 2 人口に関する特徴 人口の構成比をみると、15歳未満と15～64歳の人口の構成比が減少する一方で65歳以上は増加しています。 <u>（※グラフに令和2年を追加）</u> また、<u>令和2年</u>現在の5歳階級別の人口の分布状況より、将来における顕著な高齢者の増加と若年者の減少が予測されます。 <u>（※グラフを令和2年の人数に更新）</u>

頁	現行	改正
18	第4節 土地利用の動向 （2）土地利用構想 本町では、開発などによる農地から他の用途へ転用がある場合には、総合振興計画、都市計画マスタープランや農業振興地域整備計画等の関連計画に基づき、計画的な土地利用を進めています。 しかし、一部地域では住宅と工場が混在する状況であることから、その解消を進めるとともに、未利用地の有効活用が求められています。 また、快適な住宅街を形成するため、町民参加による地区計画などの導入を図るとともに、定住の受け入れを見据えた快適な宅地を整備する必要があります。市街化調整区域においては地域コミュニティ維持のため、住宅の計画的な整備が必要です。 一方で、川島インターチェンジ周辺の土地を新市街地として有効活用することが求められています。 他方で、既成市街地では、未利用地の宅地	第4節 土地利用の動向 （2）土地利用構想

化について、計画的な整備が課題となっています。工業専用地域における既存工業団地は、概ね周辺住宅との間に農用地を有しており、隔絶されているといえますが、一部地域では工業専用地域と住居系地域が隣接、また、準工業地域では混在の状況が見られるため、計画的な土地利用の整備を進める必要があります。 公共空間については、無秩序な開発や景観を損なう開発を防止するため、建築や屋外広告物等を整備・設置する際に一定の規制をかけるよう、指導や誘導に取り組む必要があります。	【土地利用構造図】の変更
--	--

頁	現行	改正
20	第4節 土地利用の動向 2 交通の状況 (2) 交通体系 本町には鉄道の駅がありません。このため、都内や川越などへ公共交通を利用して出かけようとする、路線バスが主な交通手段となります。 現在、バス路線としては、川越～桶川間、川越～鴻巣間、川越～東松山間、八幡～若葉間の4路線が通っています。 しかし、現状では路線バスのサービス範囲が限られた地域になっており、必ずしも全ての町民にとって使いやすい手段とはなっていないため、多くの町民は、マイカーを自分で運転したり、家族に送迎してもらったりしています。また、町民アンケートなどからも、交通の利便性の向上が求められています。 今後高齢化が進むことにより、公共交通としての路線バスの重要性がさらに高まることが想定されます。このため、本町は通勤や通学、通院、買物などで、多くの方が路線バスを利用しやすくするための工夫を行う必要があると考えました。 これを受けて、本町では「川島町地域公共交通会議」を設置し、地域のニーズに応じた町民生活に必要な移動手段の確保と利便性の向上を図り、地域の実情に即した公共交通サービスの実現に必要な事項について協議しています。	第4節 土地利用の動向 2 交通の状況 (2) 交通体系 この「川島町地域公共交通会議」で生み出された「かわみんタクシー」は、オンデマンドで町外病院や町内に安価で行ける交通手段であり、持続可能な形に改良されつつ、町民にとってより利用しやすく、有効な交通手段の

このほか、川島インターチェンジの供用開始や企業進出により交通量の増加が予想されるため、歩行者の安全の確保が求められます。そのため、幹線道路や生活道路に歩行者が安心して通行できるスペースを確保するとともに、交通安全施設の整備を充実させることが必要です。 道路環境の整備については、道路沿いの緑化を進めるために、花植えをするボランティアが設立されましたが、継続的な活動を行うため、アダプトシステムの活用や彩の国ロードサポート団体の活動を応援しています。	<u>一つとして、広く活用されております。</u>
--	----------------------------------

頁	現行	改正
21	第 5 節 町の将来計画 1 総合振興形計画の概要 <u>本町は、平成 23 年 3 月に「第 5 次川島町総合振興計画」を策定し、『誰もが安心して住み続けたいと思えるまちづくり』の実現に向けて各種の取り組みを進めています。</u> その一方で、まちを取り巻く社会情勢をみると、少子高齢社会の到来、地球温暖化問題、低迷を続ける経済状況による将来への不安など、一市町村では解決できない課題も多く、住民生活にも大きな影響を及ぼしています。 また、地方分権が進展する中、町民のニーズの多様化や持続的で良質なサービスの提供が求められております。このためには、さらなる行政改革の徹底と財政基盤の強化を図り、自治体としての自主性を高め、これまで以上に効率的かつ効果的な行政運営に努めていくことが必要となっています。 <u>「第 5 次川島町総合振興計画」は、平成 23 年度を初年度に、平成 32 年度までの 10 年間の計画期間(前後 5 年間ずつを前期基本計画・後期基本計画)とし、町の『将来像』を明らかにした上でその実現に向けた基本理念と施策の大綱を示しています。</u> <u>【将来像】</u> <u>住む人に快適を 訪れる人に活力を</u> <u>笑顔で人がつながるまち がわじま</u> <u>【基本理念】</u> <u>【施策の大綱】</u> <u>将来像の実現を目指すための分野別の取り組みを示しています。</u>	第 5 節 町の将来計画 1 総合振興形計画の概要 <u>本町は、令和 3 年 10 月に「第 6 次川島町総合振興計画」を策定し、「ここが好き、やっぱり好き」を基本理念として、各種の取り組みを進めています。</u> <u>「第 6 次川島町総合振興計画」は、令和 3 年度を初年度に、令和 12 年度までの 10 年間の計画期間(前後 5 年間ずつを前期基本計画・後期基本計画)とし、町の『将来像』とまちづくりの柱となる戦略目標を明らかにした上で、その実現に向けた基本理念と施策の大綱を示しています。</u> <u>【将来像】</u> <u>1 安全・安心な暮らしが未来へ続く希望のあるまち</u> <u>2 人と人の温かいつながりを感じることができるまち</u> <u>3 元気な産業と働く人の活力に満ちあふれたまち</u>

		4 未来へはばたく人財が育つまち 【基本理念】 「ここが好き、やっぱり好き」
--	--	--

頁	現行	改正
22	第5節 町の将来計画 1 総合振興計画の概要 【施策の大綱】 <u>基本目標</u> <u>1. 一人ひとりが安心して元気に暮らせるまちづくり【保健・医療・福祉】</u> <u>施策</u> <u>①健康づくりの推進</u> <u>②福祉社会の形成</u> <u>③児童福祉・子育て支援の充実</u> <u>④障がい者福祉の充実</u> <u>⑤高齢者福祉の充実</u> <u>⑥青少年の健全育成</u> <u>⑦社会保障の充実①健康づくりの推進</u> <u>基本目標</u> <u>2. 美しい景観・自然が守られるまちづくり【自然環境・生活環境】</u> <u>施策</u> <u>①循環型社会の形成</u> <u>②ごみ処理の充実</u> <u>③公園・緑地の整備</u> <u>④河川の整備</u> <u>⑤農村集落の環境整備</u> <u>基本目標</u> <u>3. 自然と調和を保ち快適に定住できるまちづくり【都市基盤・土地利用】</u> <u>施策</u> <u>①秩序ある土地利用</u> <u>②市街地の整備</u> <u>③住宅・住環境の整備</u> <u>④上水道の整備・充実</u> <u>⑤生活排水・雨水処理の充実</u> <u>⑥道路の整備</u> <u>⑦公共交通機関の充実</u> <u>基本目標</u> <u>4. 活力ある産業のまちづくり【農業・商業・工業・観光】</u> <u>施策</u> <u>①新しい産業の振興</u> <u>②農業振興と農地保全</u>	第5節 町の将来計画 1 総合振興計画の概要 【施策の大綱】 <u>戦略目標</u> <u>まもる</u> <u>未来に続く安全・安心な暮らしをまもる</u> <u>重要施策</u> <u>①災害に備える環境整備</u> <u>②持続可能な循環型社会の実現</u> <u>主な施策</u> <u>1 自治・コミュニティの振興</u> <u>2 消防・防災体制の充実</u> <u>3 人権尊重・男女共同参画の推進</u> <u>4 交通安全の推進</u> <u>5 健康づくりの推進</u> <u>6 福祉のまちづくり</u> <u>7 障がい者福祉の充実</u> <u>8 高齢者福祉の充実</u> <u>9 社会保障の充実</u> <u>10 自然環境と共生するまちづくり</u> <u>11 緑あふれる安心空間の整備</u> <u>12 安心して暮らすための河川の整備</u> <u>13 住みよいまちづくり</u> <u>14 上下水道の整備・維持管理及び生活排水対策</u> <u>15 安全に通行できる道路の整備</u> <u>16 持続可能な公共交通網の形成</u> <u>17 農地保全と有効利用</u> <u>18 公共施設の適正な管理</u> <u>19 適正な行財政運営の推進</u> <u>戦略目標</u> <u>つなぐ</u> <u>未来に向けて人と人をつなぐ</u> <u>重要施策</u> <u>①つどいの場の創出</u> <u>②新しい自治体コミュニケーションの推進</u> <u>主な施策</u>

	③商業の振興 ④工業の振興 ⑤観光の振興 ⑥労働環境の改善 <u>基本目標</u> 5. <u>自己実現を支援する生涯学習のまちづくり【生涯学習・教育】</u> <u>施策</u> ①生涯学習まちづくりの推進 ②社会教育の充実 ③幼児・学校教育の充実 ④スポーツ・レクリエーションの充実 ⑤芸術・文化の振興 ⑥国際化の推進 <u>基本目標</u> 6. <u>町民との協働でつくりあげる支え合いのまちづくり【自治・コミュニティ】</u> <u>施策</u> ①自治・コミュニティの振興 ②男女共同参画社会の形成 ③人権の尊重 ④交通安全の推進 ⑤消防・防災体制の充実 ⑥消費者保護 <u>基本目標</u> 7. <u>町民に開かれた計画的なまちづくり【行財政運営】</u> <u>施策</u> ①情報公開の推進 ②行政運営の推進 ③財政運営の充実 ④電子自治体の推進 ⑤地方分権・関係市町との連携の推進	1 <u>多文化共生社会の推進</u> 2 <u>ふれあいの場の充実</u> 3 <u>いきがいの創出</u> 4 <u>青少年の地域参加の推進</u> 5 <u>新しいつながりの創出</u> 6 <u>文化財の保護・活用及び伝統文化の継承</u> 7 <u>デジタル化の推進</u> 8 <u>広域連携の推進</u> <u>戦略目標</u> つくる 未来へ輝く稼ぐ地域をつくる <u>重要施策</u> ①川島インターチェンジ周辺整備の推進 ②地域資源の総動員による稼ぐ力の向上 <u>主な施策</u> 1 <u>魅力ある土地利用</u> 2 <u>地域特性を活かした農業振興</u> 3 <u>活気ある事業活動の推進</u> 4 <u>地域資源を活かした観光振興</u> 5 <u>官民連携の推進</u> <u>戦略目標</u> そだてる 未来へはばたく人財をそだてる <u>重要施策</u> ①夢を育む新たな学校づくり ②社会を生き抜く人財の育成 <u>主な施策</u> 1 <u>新たな生涯学習の推進体制構築</u> 2 <u>生きる力を育む学校教育の推進</u> 3 <u>心と体を育む教育環境の整備・充実</u> 4 <u>多様な学習機会の充実</u> 5 <u>子育て支援・児童福祉の充実</u>
--	--	---

頁	現行	改正
23	第5節 町の将来計画 2 将来人口 本町の総人口は、2000 年度（平成 12 年度）をピークに減少し続けています。 少子高齢化を背景とした人口減少は、全国的な傾向として、本町でも避けられない時代	第5節 町の将来計画 2 将来人口 本町の総人口は、平成 12(2000)年の 23,732 人をピークに減少を続けています。少子高齢化を背景とした人口減少は全国的な傾向であり、本町としても避けられない状況です。

の流れであるといえます。 「第5次川島町総合振興計画」では、計画に基づき、魅力あるまちづくりを進めることにより、人口流出の抑制や転入者の増加などを想定し、2020年度（平成32年度）における目標人口をおよそ21,500人と設定しています。 これに対し、平成26年度までの人口の実績値を基に、川島町役場の政策推進課が将来人口を推計したところ、本町の人口は今後も減少傾向で推移し、同時に高齢化（65歳以上の人口構成比の増加）が急速に進むとされており、総合振興計画での目標人口を下回ります。	こうした状況の中、令和2（2020）年に策定した「川島町人口ビジョン（以下「人口ビジョン」という。）」では、令和7（2025）年の人口を19,318人と予測しましたが、少子化や転出超過が想定を上回り、現状では〇〇〇人となっています。（※令和7年度10月1日段階の人口記入予定。（住民基本台帳 令和6年10月1日現在：18,733人）（表1） このような本町の現状を踏まえつつ、本計画における将来推計は、インター南側開発をはじめとする各種施策の展開により、生産年齢人口及び合計特殊出生率の維持・改善を図ることを目指し、令和12（2030）年の推計人口を、国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）の推計を上回る、17,766人とししました。（表1） また、2060年までの長期的な人口の将来展望を示す人口ビジョンにおいても、推計人口は社人研の推計を上回る11,906人とししました。（表2）
---	---

第3章 環境の現状と課題

頁	現行	改正
25	第1節 自然環境の現状と課題 1 農地、自然環境 （1）農地 本町の土地利用の約55%を田畑が占めています。本町の主要産業である農業についても、農家人口の減少や農業従事者の高齢化により、遊休農地、耕作放棄地の増加、<u>農地の自然性の低下などが懸念されていますが、耕作放棄地は、近年微減傾向で推移しています。</u>本町において農業は重要な基幹産業であるため、今後も耕作放棄地の解消と有効な活用を進めています。	第1節 自然環境の現状と課題 1 農地、自然環境 （1）農地 本町の土地利用の約55%を田畑が占めています。本町の主要産業である農業についても、農家人口の減少や農業従事者の高齢化により、遊休農地、耕作放棄地の増加、<u>農地の自然性の低下などが懸念されています。</u>本町において農業は重要な基幹産業であるため、今後も遊休農地の解消と有効な活用を進めていきます。

頁	現行	改正
28	第1節 自然環境の現状と課題 2 河川、水辺 【長楽用水路の水辺空間再生事業】 川島町は四方を川に囲まれ、自然環境に恵まれています。これまでこれらの自然を基調とした景観を十分に活用できませんでした。	第1節 自然環境の現状と課題 2 河川、水辺 【長楽用水路の水辺空間再生事業】

その中にあって、長楽用水路は都幾川を水源とし、きれいな水が流れ込み、多くの水生生物が生息しています。また、沿線には「埼玉県こども動物自然公園」へとつながる自転車道がありますが、水辺で親しめる空間が整備されていませんでした。 このため、本町では、自然や田園風景を保全し、その魅力を引き出し、親水空間やビオトープなどが人々の憩いの場となり、自然にやさしい水と緑のネットワークのあるまちを創出することを目標に、埼玉県の水辺再生事業を活用して、護岸や遊歩道の整備等を行い、豊かな自然と田園環境を活かしたまちづくり事業を行いました。 また、平成 24 年度から埼玉県の事業として「川のまるごと再生プロジェクト」が行われ、<u>町民に親しまれる水辺空間として生まれ変わりました。</u> 現在、本町では、河川の水質保全のため、合併処理浄化槽の設置推進や環境学習を実践する地元組織への支援を進めています。	<u>町民に親しまれる水辺空間として生まれ変わりました。</u>
---	---

頁	現行	改正
29	第 1 節 自然環境の現状と課題 2 河川、水辺 【荒川中流域の自然再生事業】 荒川中流域では、平成 15 年 7 月に自然再生推進法に基づく自然再生協議会が設立され、地域住民、学識経験者、行政が一体となった自然再生の取り組みが行われています。 事業の概要を以下に示します。 ①再生内容 ・湿地環境の保全再生 乾燥化が進む旧流路において湿地環境の保全・再生に取り組む。 ・過去に確認された生物が住める環境の再生 過去に確認された当該区域の固有かつ多様な生き物が住めるような環境の再生を目指す。 ・蛇行河川の復元 蛇行河川を復元することにより、多様な水域・水際環境を形成する。 ・荒川エコロジカル・ネットワークの形成 周辺地域とのエコロジカル・ネットワークの核となるよう、自然環境の質的向上を目指す。 ・治水力の向上 将来にわたり治水の面からもプラスとなるような自然再生事業とする。	1 節 自然環境の現状と課題 2 河川、水辺 【荒川中流域の自然再生事業】

	②自然再生全体構想（平成 18 年 5 月改訂） ・自然再生の対象区域 荒川中流域においてかつて存在していた旧流路を中心とした湿地環境が現在も一部残っている太郎右衛門橋下流約 4 km 区間。 ・自然再生の目標 昭和初期までの荒川の流路であった旧流路において、太郎右衛門自然再生地固有の豊かな生態系を育む湿地環境の再生を目指す。 1) 湿地環境の保全・再生、2) 過去に確認された生物が住める環境の再生、3) 蛇行河川の復元、4) 荒川エコロジカル・ネットワーク、5) 治水面からもプラスの 5 つの目標を設定。 ③自然再生事業実施計画 ・「荒川太郎右衛門地区自然再生事業実施計画」は、平成 23 年 1 月に国土交通省により作成され、公有地化した地域を活用し、次のとおり取り組んでいくとしており、現在、湿地及び止水環境の整備を実施。 1) 旧流路の保全・再生、2) 湿地及び止水環境の拡大、3) 河畔林の保全・再生等、4) 維持管理・モニタリング・環境学習等。 （荒川太郎右衛門地区自然再生事業の概要を次ページに示します。）	・「埼玉セブンの森」事業の実施 令和 4 年 11 月に町、セブンイレブン記念財団、荒川太郎右衛門地区自然再生協議会、荒川上流河川事務所の 4 者で「埼玉セブンの森」事業に係る連携に関する協定」を、令和 17 年 3 月まで締結し、年 2 回、「中池」にて、外来種植物を除去し、在来種植物を植栽する作業を行っています。 ・生物多様性保全イベントの実施 埼玉県生物多様性戦略で「目指す将来像」として、「ネイチャーポジティブ（自然再興）の実現」が示されている。埼玉県主催で試行的な取組として、令和 6 年度から、「荒川太郎右衛門地区自然再生地」の「下池」において、ネイチャーポジティブに寄与するイベント（講座、外来種水生生物防除、清掃活動など）を実施しています。
--	--	--

頁	現行	改正
33	第1節 自然環境の現状と課題 3 動植物、生態系 【ヤリタナゴ等の貴重な生物の分布状況】 (2) 外来生物対策 本来の生態系を保全するため、外来生物対策を推進する必要があります。 「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」は、特定の外来生物による生態系、人の生命・身体、農林水産業への被害を防止することを目的としています。また、外来生物のうち、生態系などに被害を及ぼすものを「特定外来生物」として指定し、飼育・栽培・保管・運搬・販売・譲渡・輸入などを原則禁止としています。 特定外来生物の中でも、魚類のオオクチバス、コクチバス、ブルーギルなどによる被害は全国的に問題になっており、各地で対策が検討・実行されています。特定外来生物に指定された魚類は26種でこのうち埼玉県に生息分布するものは、オオクチバス、コクチバス、ブルーギル、カダヤシの4種類です。 本町は四方を川に囲まれており、荒川や入間川、越辺川等で外来性の魚類の生息が報告されています。こうした状況を受けて、「川島町環境保全条例」により、町の区域内に位置する池沼又は河川の生態系を乱すおそれがあるものとして、オオクチバス、コクチバス、ブルーギル、チャネルキャットフィッシュを対象として指定し、放流などを禁止しています。 また、特定外来生物に指定されている植物としては、オオキンケイギクが町内で確認されたため、本町では町民への広報や駆除のための取り組みを行っており、動物においては、アライグマによる農作物などへの被害を防ぐため、捕獲用の箱わなの貸出をしています。	さらに、近年サクラの外来害虫として県内での被害が拡大しているクビアカツヤカミキリや、水路や水田に生息し繁殖力が高いため農業への被害が懸念されるナガエツルノゲイトウにおいても、町内の複数の場所で確認されております。

頁	現行	改正
35	第2節 生活環境の現状と課題 1 大気環境 (1) 大気質の監視	

大気を汚染する物質は、主に工場などから排出される二酸化硫黄 (SO₂) や浮遊粒子状物質 (SPM)、主に自動車などから排出される二酸化窒素 (NO₂)、二次的に生成される光化学オキシダント (O_x) などがあります。これらの大気汚染物質には、環境基本法により、人の健康を守り、生活環境を保全するための「環境基準」が定められています。

埼玉県内の大気汚染の状況を把握するため、一般環境大気測定局 57 局、自動車排ガス測定局 26 局で環境基準のある大気汚染物質を中心に常時監視・測定しています。

平成 30 年度の大気汚染物質濃度をみると、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質は、いずれも環境基準を達成しています。また、いずれの年平均値も減少傾向にあります。

光化学オキシダントは、県内全ての一般環境大気測定局で環境基準を達成できない状況が続いています。平成 30 年度の光化学オキシダント注意報 (測定値が 0.12ppm 以上になり、かつその状態が継続すると認められる場合に発令) の発令日数は 10 日であり、注意報の発令日数は近年減少傾向で推移しています。なお、平成 30 年度には光化学スモッグによると思われる健康被害の届け出はありませんでした。

36

「微小粒子状物質」(PM_{2.5}) とは、大気中に浮遊する粒径 2.5 μm 以下 (髪の毛の太さの 1/30 程度) の小さな粒子のことであり、発生源から直接排出される一次粒子と、大気中で光化学反応によりガス状物質が粒子化する二次粒子があります。一次粒子の発生源としては工場・事業場から排出されるばい煙やディーゼル自動車の排気ガスといった人為的なものと、土壌や海塩の粒子、火山噴煙などの自然的なものに大別されており、中国大陆からの移流による国内への影響が指摘されています。

微小粒子状物質は非常に小さいため、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸系への影響に加え、循環器系への影響が心配されています。環境省では、平成 21 年に環境基準を設定しました。

埼玉県では、平成 23 年度から観測結果に対して環境基準の評価を始めており、平成 30 年度は、一般環境大気測定局は 48 局、自動車排ガス測定局は 17 局、全局で環境基準を達成しております。

埼玉県内の大気汚染の状況を把握するため、一般環境大気測定局 56 局、自動車排ガス測定局 24 局で環境基準のある大気汚染物質を中心に常時監視・測定しています。

令和 6 年度の大気汚染物質濃度をみると、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質は、いずれも環境基準を達成しています。また、いずれの年平均値も減少傾向にあります。

光化学オキシダントは、県内全ての一般環境大気測定局で環境基準を達成できない状況が続いています。令和 6 年度の光化学オキシダント注意報 (測定値が 0.12ppm 以上になり、かつその状態が継続すると認められる場合に発令) の発令日数は 14 日でした。なお、令和 6 年度には光化学スモッグによると思われる健康被害の届け出はありませんでした。

埼玉県では、平成 23 年度から観測結果に対して環境基準の評価を始めており、令和 6 年度は、一般環境大気測定局は 49 局、自動車排ガス測定局は 17 局、全局で環境基準を達成しております。

平成30年度現在、埼玉県では県内65か所の測定局でPM2.5を測定し、測定結果や予測結果は、県のホームページで随時公表しています。PM2.5の濃度が高くなると予測された時は、県より注意喚起の情報が提供されます。このとき、本町では、防災行政無線などを通じて町民や事業者にお知らせすることとしています。	令和7年度現在、埼玉県では県内66か所の測定局でPM2.5を測定し、測定結果や予測結果は、県のホームページで随時公表しています。PM2.5の濃度が高くなると予測された時は、県より注意喚起の情報が提供されます。
--	---

頁	現行	改正
37	第2節 生活環境の現状と課題 2 水環境 (1) 河川水質の監視 本町を流れる河川に関し、河川における環境基本法に基づく水質汚濁に係る環境基準としては、入間川下流にA類型、越辺川下流にB類型、市野川下流にC類型が指定されています。いずれも近年は環境基準を達成し、良好な水質を維持しています。 また、環境基本法に基づき、人の健康及び生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準と照合するため、本町では越辺川、市野川、安藤川、横塚樋管、梅ノ木・古凍貯水池において水環境の調査を行っています。 こうした河川水質の監視等により、本町では水質汚濁による公害等は発生していません。また、町内の小河川については、公共下水道の整備や合併処理浄化槽の設置や適正な維持管理により、水質の改善がみられます。 (2) 水循環の確保(上水道・下水道等) 本町の上水道の普及率は、ほぼ100%に達しており、1人1日平均給水量は約360ℓで推移しています。 上水道については、川島町水道事業ビジョンに基づき、浄水場の施設整備や幹線排水管的耐震化を計画的に進めていき、水道の安定供給や、災害時における給水体制の充実を図ります。 また、経営基盤の強化とサービス水準の向上を図るため、他の水道事業体と連携し、広域化を検討していきます。	第2節 生活環境の現状と課題 2 水環境 (1) 河川水質の監視 ※河川水質の観測結果を直近の過去三年の数値に更新
38	家庭や事業所から排出される汚水は、河川の水質汚濁の主な原因となっており、下水道や合併処理浄化槽などの整備は、水質汚濁の防止のために重要です。 本町は、四方を川に囲まれており、河川の水質汚濁の防止のため、公共下水道の計画的	

な整備を推進しています。 本町の公共下水道は、昭和 46 年に発足した荒川右岸流域下水道に昭和 50 年度に加入することとから始まりました。そして、昭和 51 年 3 月に流域関連公共下水道として事業認可を取得して事業に着手し、幹線及び面整備事業を行い、昭和 63 年 3 月に供用開始しました。 <u>平成 30 年度末現在、処理人口は 9,968 人、整備面積は 325ha、普及率・整備率はともにほぼ 100%となっています。</u> 公共下水道の整備が完了している区域において、未接続の家庭に対しては、早期の接続を指導することにより、生活排水の適正処理を推進しています。なお、現状で未接続となっている主な理由は、接続工事の負担等の経済的な理由や不便を感じていないなどとなっています。 また、公共下水道の処理対象区域以外で、単独処理浄化槽を使用している家庭や汲み取りを行っている家庭に対しては、合併処理浄化槽の設置に際して補助金を交付することにより、合併処理浄化槽への転換、適正な維持管理を促進しています。なお、単独処理浄化槽を使用している主な理由は、現状では不便を感じていないことなどとなっています。 生活排水については、公共下水道の維持管理や合併処理浄化槽の設置を推進するとともに、し尿処理施設の計画的な維持管理に努め、施設の延命化を図ります。 また、雨水排水については、住宅地での浸水対策として貯留施設、浸透施設などの設置を進めるとともに、雨水排水幹線や安藤川、横塚川の整備を推進します。	<u>令和 6 年度末現在、処理人口は 9,937 人、整備面積は 325ha、普及率・整備率はともにほぼ 100%となっています。</u>
---	---

頁	現行	改正
40	第 2 節 生活環境の現状と課題 4 その他公害防止 大気の大気汚染物質類の測定結果によると、いずれも環境基準を上回る測定場所はありませんが、悪臭については、畜産事業所や農地への堆肥投入による苦情等が、年に数件寄せられています。 化学物質に関し、本町は農業が主要産業になっていますが、農薬については「農薬取締法」に基づき適正使用が定められています。また、町内の農家に対しては、減農薬に努めることや、農薬の適正管理・適正保管を広報・	第 2 節 生活環境の現状と課題 4 その他公害防止 <u>※川島町の大気中のダイオキシン類測定結果の表を更新</u>

	啓発しており、本町において、これまで農業による被害や問題等は特に生じていません。	
--	--	--

頁	現行	改正
43	第3節 快適環境の現状と課題 3 廃棄物、リサイクル (1) ごみ処理の概要 <u>平成30年度のごみ総排出量は7,170 t、1人1日当たりのごみ排出量は965 g/人・日であり平成24年度をピークに、その後は減少傾向にあります。</u>また、リサイクル率はここ数年33%前後で推移しています。 本町では、ごみの減量と資源化を推進するため、分別収集を実施しています。 家庭系ごみの収集・運搬は、町の委託業者により行っているほか、自己搬入も受け入れています。事業系ごみは、家庭系ごみと同様の分別区分で許可業者搬入と自己搬入を受け入れています。	第3節 快適環境の現状と課題 3 廃棄物、リサイクル (1) ごみ処理の概要 <u>令和5年度のごみ総排出量は6,291.0 t、1人1日当たりのごみ排出量は907 g/人・日であり平成24年度をピークに、その後は減少傾向にあります。</u>

頁	現行	改正
44	第3節 快適環境の現状と課題 3 廃棄物、リサイクル (2) ごみ減量・資源化の取り組み ごみの減量に向けた取り組みとして、資源ごみの分別は多くの家庭で実践されており、プラスチック製レジ袋の有料化などに伴い、マイバッグの持参や使い捨て商品等を買わないことなどの、取り組みの実践が進みつつあります。 資源ごみとして指定されている紙類、びん類・布類については、ステーションでの回収のほか各種団体・小中学校等による集団回収が実施されています。本町は、集団回収を実施している団体に対して「集団資源回収事業報償金」を交付しています(報償金:3円/kg)。<u>平成30年度については17件の申請があり、約135万円を奨励金として交付し、約348 tの資源回収が行われました。</u> また、堆肥製造施設を本町が譲り受けたため、今後、牛糞や公共施設等から排出される刈草等を堆肥化することで、ごみの減量化、リサイクル促進を図っていきます。	第3節 快適環境の現状と課題 3 廃棄物、リサイクル (2) ごみ減量・資源化の取り組み <u>令和5年度については12件の申請があり、約55万円を奨励金として交付し、約112 tの資源回収が行われました。</u>

頁	現行	改正
45	第 3 節 快適環境の現状と課題 4 環境美化、不法投棄対策 (1) 環境美化 町内での美化活動としては、安藤川の流域沿線住民による清掃活動のほか、年 3 回、各自治会を中心とした、地域の皆さんと町の協働による町内一斉美化活動が行われています。また、国土交通省荒川上流河川事務所及び埼玉県環境部、町内企業、町職員などにより、荒川のそれぞれの堤外河川敷で美化活動を毎年実施しています。 (2) 不法投棄対策 本町でのごみの不法投棄やポイ捨ては、堤外地や圏央道の側道沿いに多く見られます。ごみの不法投棄は、大勢の方の迷惑になります。また、美観や悪臭などのほか、土壌や地下水の汚染を招く可能性もあり、衛生面からも良くありません。 不法投棄が発見された場合、その状況を調査し、調査した結果を警察へ通報します。また、不法投棄をした者に対して原状に戻すよう命じ、命令に違反した場合には罰則が適用されます。 町内の空き家戸数は中山地区、伊草地区に多く分布しています。空き地や空き家を放っておくと、ポイ捨てなどの格好の場所となります。また、雑草の中から害虫が発生し、近所に迷惑を及ぼすこともあります。 「川島町環境保全条例」でも、こうした被害を防ぐために、空き地や空き家をきれいに管理することを定めています。これを受けて、本町は所有者の方に対して、定期的に除草するなど空き地や空き家の適正管理をお願いしています。	(※空き家の戸数の表を更新)
46	<u>本町での放置自転車台数は、年々減少傾向にある状況で、令和元年度は合計 12 台となっています。</u> また、町内で自動車等を積み重ねて保管するときは、保管する場所ごとに町長の許可が必要になります。なお、たい積保管する場合は、みだりに人が立ち入れないよう囲いをするとともに、崩れたりして危険のないような措置が必要です。また、オイルなどの流失や、蚊やハエの発生しないような措置も必要です。	<u>本町での放置自転車台数は、年々減少傾向にある状況で、令和 6 年度は合計 10 台となっています。</u>

頁	現行	改正
47	第 4 節 環境保全活動の現状と課題 1 地球温暖化防止 近年の産業や文明の発展は、私たちの生活をより快適・便利なものにしてきました。 しかし、石油や石炭などの化石燃料の利用量の増加により、二酸化炭素やメタンなどの温室効果ガスの排出量が急激に増えたことに伴い、地球温暖化が世界的な問題となっています。このままのペースで温暖化が進めば、21 世紀末には気温が 2℃ 上昇し、海面の上昇や農作物への打撃など、計り知れない悪影響が及ぶことが懸念されています。 地球温暖化問題をはじめとする様々な環境問題が顕在化してきている中で、現在及び将来の世代の町民が健全で豊かな環境の恵みを楽しむとともに、人類の存続の基盤である環境が将来にわたって健全に維持されるよう、個人、事業所ともに環境問題の解決・軽減に向けて取り組んでいく必要があります。 また、国は平成 30 年 12 月に「気候変動適応法」を施行し、すでに起こりつつある気候変動の影響に対して「適応策」を講じることで、被害の防止または軽減を図ることとしており、埼玉県では、令和 2 年 3 月に埼玉県	第 4 節 環境保全活動の現状と課題 1 地球温暖化防止 <u>2018 年には、IPCC（気候変動に関する政府間パネル）より、世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて 1.5℃ 上昇させないために、2050 年の温室効果ガス排出量を正味ゼロにする必要があるとの報告があり、世界的な目指すべき目標は、「2100 年時点の世界平均気温の上昇を 1.5℃ 以内に抑える」こととなりました。</u> <u>日本では、2020 年に「2050 年カーボンニュートラル」を表明し、2030 年度に温室効果ガスを 2013 年度から 46% 削減することを決定。2021 年に地球温暖化対策推進法を改正し、2050 年カーボンニュートラルを基本理念として法定化させ、同年、温室効果ガス削減への道筋として、地域脱炭素ロードマップを策定しました。</u> <u>埼玉県では、2023 年に、「埼玉県地球温暖化対策実行計画（第 2 期）」を改正し、カーボンニュートラル宣言を行い、温室効果ガスの 46% 削減を示しました。</u> <u>また、国は、2025 年 2 月に地球温暖化対策計画を改定し、温室効果ガスを 2035 年に 60% 削減、2040 年に 73% 削減することを目指しています。</u>

	地球温暖化対策実行計画（第2期）を策定し、同計画内に気候変動適応法に基づく、「地域気候変動適応計画」を位置付けています。 一方、本町では、事務事業における温暖化対策に関して、令和元年9月に策定した「川島町地球温暖化対策実行計画（事務・事業編）」において、温室効果ガス排出量の削減に向けた取り組みを進めていますが、気候変動の影響に適応できる低炭素社会を構築していくことが必要となっています。	<u>さらに令和6年に施行された「改正気候変動適応法」では、熱中症対策の一層の推進を掲げています。</u> 一方、本町では、事務事業における温暖化対策に関して、令和元年9月に策定した「川島町地球温暖化対策実行計画（事務・事業編）」において、温室効果ガス排出量の削減に向けた取り組みを進めていますが、<u>令和6年3月に改正し、令和12年度（2030年度）までに、平成28年度（2016年度）比で温室効果ガスを50%削減する、さらに高い目標をもって施策を行っており、今後も、気候変動の影響に適応できる低炭素社会を構築していくことが必要となっています。</u>
--	--	--

頁	現行	改正
48	第4節 環境保全活動の現状と課題 2 省エネ・省資源 都市化の進展や生活様式の変化に伴い、資源やエネルギーを大量に消費し、温室効果ガスの排出や不法投棄、最終処分場ひっ迫等の問題が顕在化しています。 また、生活に欠かせない石油や天然ガス等のエネルギー資源は、基本的に埋蔵量に限界があり、現在のまま推移した場合、石油は2050年頃までには枯渇するといわれています。 このような危機的な状況を回避するため、これからは環境負荷の少ない「循環」を基調とする地域社会を構築していかなければなりません。 このような我が国のエネルギー事情を考慮し、利用者側には大量消費・大量廃棄といったこれまでの生活様式や事業スタイルを改め、省資源・資源の有効利用、省エネルギー、エネルギーの合理的利用などをこれまで以上に促進していくことが必要です。	第4節 環境保全活動の現状と課題 2 省エネ・省資源 <u>2021年に国が策定した「地域脱炭素ロードマップ」では、衣食住・移動・買い物など日常生活における脱炭素行動と暮らしにおけるメリットを「ゼロカーボンアクション30」として掲げています。また、環境省は、「サステナブルで健康な食生活の提案」を行っております。2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、一人一人が意識と行動を少しずつ変えていくことが重要となります。</u>

	こうした背景を受けて、本町では、省エネルギー対策として防犯灯を LED 化する事業を実施し、平成26年度に完了しました。また、川島町役場では、エコアップを積極的に推進し、省エネ・省資源に配慮した「エコオフィス」の実現を目指しています。	<u>今後、公共施設の照明のLED化や新たな節電対策などを検討し、さらなる温室効果ガスの削減を推進する必要があります。</u>
--	--	--

第4章 望ましい環境像

頁	現行	改正
52	第1節 望ましい環境像 【望ましい環境像】 まちづくりを取り巻く状況についてみると、人口の減少、少子高齢化の進行、高度情報通信社会の発展のほか、地球規模での環境保全問題、新興国の台頭による産業の空洞化など、社会情勢が大きな変革の時を迎えています。 さらに、国と地方自治体の対等な関係を目指した地域主権の推進や定住自立圏構想をはじめとする制度改革など、行政を取り巻く環境も大きく変わろうとしています。 本町の最上位計画である「<u>第5次川島町総合振興計画</u>」では、町が目指す将来像を『住む人に快適を 訪れる人に活力を 笑顔で人がつながるまち かわじま』 として、この将来像を実現するための3つの基本理念を定め、7つの分野ごとに基本目標に基づき、町の特性を活かした各種の取り組みを進めています。 環境基本計画は、総合振興計画を環境面から推進することにより、総合振興計画に掲げられた将来像の実現を目指すものです。 私たちは、私たちを取り巻く「環境」から多くの恵みを受けていることを正しく理解し、人と自然の共生を適切に確保するとともに、環境への負荷が少なく、持続的に発展可	第1節 望ましい環境像 【望ましい環境像】 本町の最上位計画である「<u>第6次川島町総合振興計画</u>」では、町が目指す将来像を <u>1 安全・安心な暮らしが未来へ続く希望のあるまち</u> <u>2 人と人の温かいつながりを感じることができるまち</u> <u>3 元気な産業と働く人の活力に満ちあふれたまち</u> <u>4 未来へはばたく人財が育つまち</u> として、この将来像を実現するため、<u>基本理念を「ここが好き、やっぱり好き」と定め、4 項目の戦略目標ごとに、重要施策と主な施策を掲げて、町の特性を活かした各種の取り組みを進めています。</u>

	能な社会を目指して、町、町民事業者が連携・協力することにより、これまで以上に良好な環境を保全・創出していきます。	
--	--	--

第5章 環境保全の目標

頁	現行	改正
57	第1節 自然環境の保全の目標 1 自然環境 (1) 町の取組（行政の施策） ①田園環境の保全と農業の活用 ・農地中間管理事業により、農地の集積・集約化を推進し、農地の有効活用を図ります。 ・多面的機能発揮促進事業により、農地の適正な維持管理を行う地域活動を支援します。 ・減農薬、減化学肥料などによる環境保全型農業を推進します。 ・みどりの学校ファームなどの農業体験事業を促進し、環境教育を推進します。 ・学校給食において地元産食材の利用を拡大することにより、地産地消を推進します。 ②自然景観の保全・創出に向けた広報・PR ・良好な景観の形成と景観資源の保全に対する町民や事業者の理解と協力が得られるよう、令和3年1月に施行した、「川島町太陽光発電設備の設置及び管理等に関する条例」を始めとする、新たな町の取り組みなどについて、広報・PRを推進します。 ・景観資源を観光や野外活動に活用するため、ホームページなどによる広報を推進します。 (2) 町民の取組 ・農業を理解するため、農業体験活動へ積極的に参加しましょう。 ・地産地消を心がけ、できるだけ地元の旬の食材を食べましょう。 ・地域の伝統料理や地元の食材を使った料理を伝えましょう。 ・農道や水路の美化運動に積極的に参加しましょう。 (3) 事業者の取組 ・適正な維持管理を行い、農地の多面的機能の維持に努めましょう。【農業】 ・農薬や化学肥料の使用を減らすように努めましょう。【農業】 ・遊休農地の有効な活用について検討しましょう。【農業】	

頁	現行	改正
58	第 1 節 自然環境の保全の目標 2 河川、水辺 (1) 町取組 (行政の施策) ①水辺空間の保全の推進 ・水辺空間の価値と保全の必要性について広報・啓発を行います。 ・水辺での環境学習や水辺の利用などを通じて水環境への関心を高め、水辺空間の保全のための意識の高揚を図ります。 ・ごみの持ち帰り運動を促進します。 ②水辺空間の利用の推進 ・河川敷やそれに付随する遊歩道・公園などの整備・美化などを行うことで、水辺空間の利用を推進します。 ・河川敷でのハイキングや釣り、サイクリングなど、野外活動の場としての水辺空間の活用を促進します。 (2) 町民の取組 ・河川敷などの身近な水辺を大切にしましょう。 ・自然の中での遊びを楽しみ、自然との親しみを深めましょう。 ・野外活動などで水辺を汚さないようにしましょう。 ・水辺で飲食などをした後のごみは持ち帰りましょう。 ・釣り糸や釣り針などは、水辺に捨てたりせず、きちんと持ち帰りましょう。 ・水辺の価値や役割について学びましょう。 ・河川敷などの美化・清掃などのボランティアに積極的に参加しましょう。 ・河川敷などに不法投棄されたごみなどを発見したら、すぐに役場の担当部署に連絡しましょう。 (3) 事業者の取組 ・河川敷の美化・清掃などのボランティアに積極的に参加しましょう。	

頁	現行	改正
59	第 1 節 自然環境の保全の目標 3 動物、生態系 (1) 町取組 (行政の施策) ①生物生息空間の確保 ・町域における動植物の分布状況、貴重な動植物の生息状況などの情報収集に努めま	第 1 節 自然環境の保全の目標 3 動物、生態系 (1) 町取組 (行政の施策)

	す。 ・動植物が生息できる環境を保全・創出し、貴重な動植物の保護に努めます。 ・動植物の保護の必要性、生物が生息できる環境の保全の必要性などについて理解や協力を得られるよう、町民や事業者への広報・啓発に努めます。 ②外来生物対策の推進 ・町域における外来種の生息状況などの情報収集に努めます。 ・外来種の侵入によって既存の生態系に著しい影響が生じている地域については、県との連携・協力体制のもとで駆除対策を講じます。 ・外来種の侵入を防ぐため、ペットの遺棄や放流などを行わないよう啓発に努めます。 ③生物多様性への理解促進 ・広報誌等において、生物多様性の危機状況、保全活動の紹介等により、町民や事業者への理解促進を深めます。 (2) 町民の取組 ・貴重な動植物が生息する場所は、地域のかげがえのない場所として大切にしましょう。 ・身近な自然や町域に分布する動植物について知識を深めましょう。 ・動植物をむやみに捕獲・採集したり、持ち帰ったりしないようにしましょう。 ・自然観察会に参加するなどして、自然についての知識と理解を深めましょう。 ・身近な自然の保全活動に積極的に参加しましょう。 ・魚やカエル、トンボやホタルなどの生き物が生息できる水辺環境など、自然を保全・回復する活動に積極的に参加しましょう。 ・外来生物を野外に放さないようにしましょう。 (3) 事業者の取組 ・開発行為などの事業を行う際には、環境に配慮した工法を採用するなど、動植物や生態系への影響をできるだけ少なくするように配慮しましょう。	③生物多様性への理解促進 ・<u>「生物多様性地域戦略」を策定し、生物多様性の危機状況、保全活動の紹介等により、町民や事業者への理解促進を深めます。</u>
--	--	---

頁	現行	改正
60	第 1 節 自然環境の保全の目標 4 自然とのふれあい (1) 町の取組 (行政の施策) ①自然とふれあえる場の整備	

	・河川敷でのハイキングや釣り、サイクリングなど、野外活動やレクリエーションの場としての水辺空間の活用を促進します。 ・河川敷や既存の公園等を結ぶ遊歩道やサイクリングロードなどを通じ、野外活動を親しむことのできるネットワークの形成を図ります。 ・自然とふれあえる場や野外活動を親しむことのできる場の利用促進により、自然を大切にすることの意識の高揚を図ります。 ②自然とふれあう機会の充実 ・河川敷などの水辺空間と既存の公園のネットワーク化（水と緑のネットワーク化）を進め、自然とふれあう機会の拡大を図ります。 ・人と自然とのふれあい活動の場についてPRすることにより、利用の促進を図ります。 ・自然とふれあえる場所や施設について案内板や標識などを設置し、広くPRします。 (2) 町民の取組 ・身近な自然とのふれあいなどを通して、地域の環境に関心を持ちましょう。 ・子どもが自然に興味を持つよう河川敷などに出かけ、身近な自然に親しみましょう。 ・自然の中で行うレクリエーションや自然に関する体験学習事業に参加するなど、自然とふれあう機会を増やしましょう。 ・河川敷や公園などは適正に利用し、ごみを散らかさないようにしましょう。 (3) 事業者の取組 ・従業者に対して、自然とふれあうことの大切さを伝えましょう。 ・自然観察会などの自然体験学習へ協力しましょう。 ・河川敷や公園の美化活動や整備などに協力しましょう。	
--	--	--

頁	現行	改正
61	第2節 生活環境の保全の目標 1 大気環境 (1) 町の取組（行政の施策） ①大気環境への負荷の軽減 ・事業者に対して、法や条例、行政指導等に基づく基準や規制の遵守を徹底させます。 ・公用車については、更新時に低燃費・低公害車の導入を進めます。 ・町民や事業者における低公害車の普及に向けた情報提供を進めます。 ②大気環境の監視と保全意識の高揚	

	・県や近隣自治体、関係機関等との連携を密にし、今後も大気環境（大気汚染物質や光化学オキシダント、PM2.5 等）の測定と測定結果の情報公開を継続します。 ・ごみの野焼きが禁止されていることの広報・PR とともに、監視・指導を強化します。 ・自動車の使用時にはエコドライブを心がけるよう、町民や事業者の意識啓発を進めます。 (2) 町民の取組 ・自家用車を購入する際には、低燃費・低公害車を選びましょう。 ・自動車を使用するときは、急発進をしない、アイドリングストップを行うなどのエコドライブを心がけましょう。 ・ごみは野外で焼却してはならないことを守りましょう。 (3) 事業者の取組 ・法令等を遵守し、大気環境の保全に努めましょう。 ・業務用車両を購入する際には、低燃費・低公害車を積極的に導入しましょう。 ・地域住民とのコミュニケーションを深め、環境に関する情報公開を進めましょう。 ・使用済ビニール等については、野外で焼却せず、適正に処理しましょう。【農業】 ・定期的に排出ガスの状況等を把握し、公害の未然防止に努めましょう。【製造業】 ・業務用車両使用時のエコドライブの実践に努めましょう。【運輸業】 ・業務用車両の点検整備の励行に努めましょう。【運輸業】	
--	--	--

頁	現行	改正
62	第 2 節 生活環境の保全の目標 2 水環境 (1) 町の取組（行政の施策） ①適正な排水対策の推進 ・公共下水道への接続率の向上のため、指導・啓発を行います。 ・公共下水道の処理対象区域以外では、合併処理浄化槽の普及を図ります。 ・合併処理浄化槽の普及促進に向けて、合併処理浄化槽設置の補助を継続します。また、合併処理浄化槽使用に向けた広報・PR に努めます。 ・既設の生活排水処理施設の適切な維持管理に努めます。 ②水質の監視と保全意識の高揚	

	・今後も定期的な水質検査を継続し、河川の水質の状況を把握・監視します。また、調査結果の情報公開を推進します。 ・水環境の保全意識の高揚に向けた広報を推進します。 ・国や県、近隣自治体、各種団体等と連携し、効果的な情報提供を行います。 ・家庭でできる水質への負荷削減に向けた取組の広報・啓発、情報提供を行います。 (2) 町民の取組 ・食べ残しのある鍋や皿は、ふき取るなどの処理をしてから洗いましょう。 ・流しには三角コーナー、排水口には水切りネットなどを設置し、調理くずや食べ残しを台所から流さないようにしましょう。 ・洗剤やシャンプーなどは使いすぎないようにしましょう。 ・下水道に接続可能な地域では、速やかに接続しましょう。 ・下水道の処理対象区域以外の地域では、合併処理浄化槽を設置し、生活排水を適切に排水処理しましょう。 ・設置済みの合併処理浄化槽は適正に維持・管理しましょう。 (3) 事業者の取組 ・法令等を遵守し、水環境の保全に努めましょう。 ・法や条例に基づく特定施設を持つ事業所においては、定期的に排水の測定調査を行い、水質汚濁の未然防止に努めましょう。	
--	---	--

頁	現行	改正
63	第 2 節 生活環境の保全の目標 3 騒音・振動 (1) 町の取組（行政の施策） ①騒音・振動対策の推進 ・事業者に対して法や条例、行政指導等に基づく基準や規制の遵守を徹底させます。 ・事業者に対して、事業や建設作業における環境配慮型の機器の導入を要請します。 ・事業活動に起因する近隣騒音や悪臭を防止するため、商工団体・農業団体などに対し、加盟事業者に指導を行うよう協力を要請します。 ・自動車の使用時にはエコドライブを心がけるよう、町民や事業者の意識啓発を進めます。 ・町、町民、事業者の連携を密にし、情報の共有化を推進することにより、地域におけ	

	る相互の信頼関係の構築に努めます。 ②公害苦情の適正処理 ・公害に関する苦情には速やかに対応するとともに、公害発生源への指導を行います。 ・町民の相談や関係機関との連絡調整に努め、公害苦情を受け付けたときの現状の確認、関係者への調査や指導など、適正な対応を行います。 ・家庭生活や事業活動が周囲に迷惑を及ぼさないよう、町民や事業者一人一人の意識の高揚を図ります。 ・近隣での苦情の解決のため、生活マナーの向上に向けた啓発活動を行います。 (2) 町民の取組 ・騒音などで近所に迷惑をかけないように、生活マナーの向上に努めましょう。 ・自動車を使用するときは、急発進をしない、アイドリングストップを行うなどのエコドライブを心がけましょう。 ・近くへ外出する場合には自家用車の使用を控えましょう。 (3) 事業者の取組 ・法令等を遵守し、周辺に騒音・振動などを発生させないように配慮しましょう。 ・地域住民とのコミュニケーションを深め、環境に関する情報公開を進めましょう。 ・建設機械や重機、工事用車両などが周辺に騒音・振動などを発生させないように配慮しましょう。【建設業】 ・営業騒音などが周辺に悪影響を及ぼさないように配慮しましょう。【小売業、飲食業】	
--	--	--

頁	現行	改正
64	第2節 生活環境の保全の目標 4 その他公害防止 (1) 町の取組（行政の施策） ①化学物質対策の推進 ・公害を未然に防止するため、町の広報紙やホームページなどによる各種の情報提供・広報を行います。 ・国や県、関係機関と連携し、化学物質の安全性や環境保全に関する情報などの収集に努めます。 ②その他公害防止に向けた取組の実践 ・畜産事業所や農地への堆肥投入による悪臭防止対策については、関係課、関係機関等と連携し事業所・耕作者等へ指導・啓発、周知・協力を行います。 (2) 町民の取組	

	・ガーデニングなどでは、除草剤などの薬品の使用を控えましょう。 ・放射性物質については、正しい知識を身につけ、風評に流されないようにしましょう。 (3) 事業者の取組 ・法令等を遵守し、周辺に化学物質などによる汚染・被害を発生させないように配慮しましょう。 ・農薬や化学肥料は適正に使用・管理しましょう。【農業】 ・生産工程で使用する化学物質などは、使用、管理、保管、廃棄の各段階で漏洩防止を徹底するなど、適正に管理しましょう。【製造業】	
--	---	--

頁	現行	改正
65	第3節 快適環境の保全の目標 1 公園・緑地 (1) 町の取組（行政の施策） ①公園・緑地の適正な整備と維持・管理 ・公園の計画的な整備に努めます。整備済みの公園については、ゆとりと賑わいのある公園・緑地の整備を進めるとともに、適切な維持管理に努めます。また、町民が愛着を持って関わることのできる緑化活動等を推進します。 ・町内の貴重な緑地として、河川敷の緑地の保全に努めます。 ・公園・緑地の整備にあたっては、生物の生息空間（ビオトープ）としての機能などにも配慮します。 ②良好な景観の形成・創出 ・町並みや田園風景など、地域ごとの特徴となる景観の保全に努めます。 ・田園風景については、遊休農地や耕作放棄地などの対策と合わせて、良好な景観確保に努めます。 ・屋外広告物対策の充実を図り、良好な景観の保全に努めます。また、定期的な巡回パトロールなどを実施し、違反広告物などの監視を強化します。 ・地域住民による花壇の整備など、良好な景観形成に向けた自主的な活動を支援します。 (2) 町民の取組 ・自分の住むまちを愛し、美しい景観の保全や創出に協力しましょう。 ・住宅の新築や増改築の際には、周辺の景観との調和に配慮しましょう。	

	・花壇への植栽など家庭に緑を増やしましょう。 (3) 事業者の取組 ・開発行為などの事業活動においては、地域の景観にも配慮しましょう。 ・工場や事業所などの建築物は、周辺環境との調和を図り、景観に配慮しましょう。 ・工場や事業所などの敷地内は、樹木の植栽や花壇の整備などを行いましょう。 ・地域の緑化活動などには積極的に参加しましょう。 ・屋外広告物等の設置に際しては、周辺の景観と調和するように配慮しましょう。	
--	---	--

頁	現行	改正
66	第3節 快適環境の保全の目標 2 歴史・文化 (1) 町の取組 (行政の施策) ①文化財の保護 ・地域における文化財の適正な保存に努めます。 ・町内の文化財 (埋蔵文化財を含む) の調査を進め、貴重な文化財については新たに保護対象として指定します。 ・地域に伝わる歴史的遺産、郷土芸能、伝統行事などの文化財への関心を高め、将来への継承に向けた意識の高揚を図ります。 (2) 町民の取組 ・自分の住むまちを大切にし、よりよい地域をつくることを心がけましょう。 ・身近な歴史的遺産や文化財、伝統行事などの保護に協力しましょう。 ・本町の歴史や文化について学習し、理解を深めましょう。 (3) 事業者の取組 ・地域の文化活動などには積極的に参加しましょう。 ・地域における歴史的遺産や文化財などの保全活動を積極的に協力しましょう。	

頁	現行	改正
67	第3節 快適環境の保全の目標 3 廃棄物・リサイクル (1) 町の取組 (行政の施策) ①ごみの減量化の推進 ○家庭からのごみの減量化 ・地域住民への出前講座の実施や町のホーム	

68	ページ、パンフレット、広報紙などで、ごみの減量と分別徹底の推進に向けた広報・PR を今後も継続します。 ・簡易包装の取組やマイバッグ持参運動の推進に努めます。 ・買い物際には詰め替え商品を選ぶなど、日常の生活の中で実践できるごみ減量の行動の啓発に努めます。 ・小中学生を対象としたごみ処理施設見学や体験学習を今後も継続します。 ○事業所からのごみの減量化 ・事業所におけるごみの減量や分別徹底による資源化を積極的に行うよう、事業者に対する情報提供や啓発活動を今後も継続します。 ・事業系ごみの減量に向けて、ごみ処理施設への搬入車両に対する抜き打ち検査を継続するとともに事業系ごみの運搬業者への指導・啓発を徹底します。 ・紙ごみの減量に向けて、町の事務事業での紙資料の電子化など、ペーパーレス化を推進します。また事業所での紙ごみ減量への協力を要請します。 ②リサイクルと適正処理の推進 ・堆肥舎利活用に向けた取り組みを進め、有機性廃棄物（草・剪定枝・家畜糞等）の減量化リサイクルの促進を図ります。 ・役場庁舎内から排出される紙ごみの分別徹底による再資源化に努めます。 ・町の事務事業で使わなくなった OA 機器などの適正な排出と再資源化に努めます。 ・資源ごみの回収推進に向けて、集団回収への補助金の交付を継続して実施します。また、集団回収実施団体を増やすため、周知・広報に努めます。 ・業界団体や事業者などに対する情報提供や啓発活動により、自発的な資源回収を推進させるよう努めます。 ・町の事務事業で使用する物品については、環境に配慮した物品を使用します（グリーン購入の推進）。 ・エコ商品等に関する情報提供を行い、町民や事業者のグリーン購入を推進します。 ・本町におけるごみ処理量や資源物の収集量、再利用状況などについて情報の提供に努め、町民や事業者のごみに関する意識の高揚を図ります。 (2) 町民の取組 ・スーパーなどでの買い物に際しては、マイバッグを持参しましょう。	
----	--	--

- ・過剰な包装や本のカバー、レジ袋などは、お店で断るようにしましょう。
- ・使い捨て製品の購入は控えましょう。
- ・洗剤やシャンプーなどは詰め替え製品を優先して購入しましょう。
- ・ものを大切にして、長く使うようにしましょう。
- ・安いからといって必要以上に購入しないようにしましょう。
- ・必要以上に料理を作りすぎないようにしましょう。また、食べ残しをしないようにしましょう。
- ・生ごみは水気をよく切ってからごみ出しをして、減量に心がけましょう。
- ・庭や畑を持っている家では、生ごみを肥料にして活用することを検討しましょう。
- ・ごみはルールを守って、きちんと分別して所定の場所に出しましょう。
- ・地域の集団回収やスーパーの店頭回収などに協力しましょう。
- ・リサイクルショップやフリーマーケットなどを上手に活用して、不用品をごみとせず、上手に再利用しましょう。

(3) 事業者の取組

- ・事業系ごみについては、排出者責任の原則に従い、適正に処理しましょう。
- ・書類の両面印刷や事務のペーパーレス化を図り、紙の節約に努めましょう。
- ・ごみの減量に係る具体的な目標を設定しましょう。
- ・できる限りごみを出さない事業活動の実践に取り組まましょう。
- ・事業所内に「リサイクルボックス」などを設置して、資源物の分別徹底に努めましょう。
- ・事業者間、業界団体内でのリサイクルの連携を図りましょう。
- ・製品やサービスを購入する際には、環境にやさしいエコ製品やリサイクル製品を優先するなどグリーン購入を心がけましょう。
- ・運搬に使用する梱包材などは使い捨てにせず、再使用に努めましょう。【運輸業】
- ・自店で販売した製品や容器包装などを回収し、リサイクルに努めましょう。【小売業】
- ・レジ袋の削減や容器包装の簡素化に協力しましょう。【小売業】
- ・再使用・リサイクル等に配慮した環境にやさしい商品の販売に努めましょう。【小売業】
- ・食品廃棄物の有効活用など、リサイクルの

	推進に努めましょう。【小売業、飲食店】	
--	---------------------	--

頁	現行	改正
69	第3節 快適環境の保全の目標 4 環境美化・不法投棄対策 (1) 町の取組（行政の施策） ①美化活動の推進 ○環境美化の推進 ・ごみのポイ捨ての多発地点には、防止のための看板を設置します。 ・ごみのポイ捨てを行わないよう、町民や事業者への啓発を強化します。 ・ペットの適切な管理や散歩時のふんの始末について指導・啓発を行います。 ・町民や事業者の協力のもと、美化清掃活動などの実施により、ポイ捨てごみの回収を今後も継続します。 ・町内の巡回パトロールによる散乱ごみやポイ捨てされたごみの回収を今後も継続します。 ・清潔で美しいまちづくりのために努力している町民や事業者などを表彰します。 ○野焼きの防止 ・野焼きは、農業者が行う稲わら等の焼却などの例外を除き、法や条例により禁止されている行為であるため、野焼きを行わないよう町民や事業者へ啓発・指導します。 ・監視指導体制を強化し、野焼きの防止に努めます。 ・苦情を受けた場合には、迅速・適切な対応を行います。 ②不法投棄対策の充実・強化 ・不法投棄を行わないよう、町民や事業者への啓発を強化します。 ・不法投棄の多発地点には、防止のための看板を設置します。 ・不法投棄を見つけた場合には速やかに通報が行われるよう、通報先や連絡先の周知にむけた広報・PRを強化します。 ・使用していない土地に雑草等が繁茂しないよう、土地所有者や土地管理者に対して管理の徹底を指導します。 ・警察署との緊密な連携・情報共有、パトロールによる監視体制の強化など、不法投棄の抑止対策を強化します。 ・不法投棄が確認された場合、関係機関と連携し摘発に努めます。 ・不法投棄された廃棄物については、関係機	第3節 快適環境の保全の目標 4 環境美化・不法投棄対策 (1) 町の取組（行政の施策） ②不法投棄対策の充実・強化 ・不法投棄された廃棄物については、関係機

70	関と連携して速やかな回収に努めます。 ・これまでに不法投棄が行われた場所や状況について情報を整理し、不法投棄が行われやすい場所や状況の傾向を把握し、対策の強化と未然防止に努めます。 (2) 町民の取組 ・自分の住むまちを大切にし、清潔で美しい地域の保全・創出など、よりよい地域をつくることを心がけましょう。 ・自宅周辺の清掃を行い、地域の環境美化に努めましょう。 ・地域の清掃・美化活動などに積極的に参加しましょう。 ・たばこの吸い殻やごみのポイ捨てをしないようにしましょう。 ・ペットのふんは飼い主がきちんと始末しましょう。 ・不法投棄の現場などを発見したら、すぐに町の担当部署に連絡しましょう。 ・庭や敷地内はこまめに草刈りをするなど、適正な管理に努めましょう。 ・ごみ集積所は適正に管理し、ごみの散乱など生じないようにしましょう。 ・ごみは野外で焼却してはならないことを守りましょう。 (3) 事業者の取組 ・敷地内や敷地周辺の清掃を定期的に行い、地域の環境美化に努めましょう。 ・屋外に自動販売機などを設置する場合は、容器の回収ボックスを設置して、ごみの散乱防止に努めましょう。 ・同業者や関連業者などとの連絡・連携を密にして、不法投棄の現場や不審な行為などを発見したら、すぐに警察署、町の担当部署に連絡しましょう。 ・所有地の適正な管理に努め、ごみの不法投棄などが生じないようにしましょう。	関と連携して速やかな回収に努めます。<u>また、「不法投棄ごみ回収・処分費補助金」により、民地における回収の一助とします。</u>
----	--	--

頁	現行	改正
71	第4節 環境保全活動の推進の目標 1 地球温暖化防止 (1) 町の取組 (行政の施策) ①町の事務事業からの温室効果ガスの排出削減 ・川島町地球温暖化対策実行計画 (事務・事業編) を推進し、庁内から発生する温室効果ガスの一層の排出量削減対策を進めま	第4節 環境保全活動の推進の目標 1 地球温暖化防止 (1) 町の取組 (行政の施策)

72	す。 ・ごみ量の削減とごみ処理施設の適切な運転の継続により、ごみの焼却に伴う二酸化炭素の排出量の削減に努めます。 ・本町は冬でも晴天の日が多く、太陽光エネルギーの利用に適していることから、すでに、学校等には太陽光発電設備を導入していますが、引き続き、太陽光エネルギーの活用・設備導入について推進を図ります。 ②町民や事業者の意識向上 ・地球温暖化対策の情報などを広報紙やホームページに掲載し、広報・啓発を推進します。 ・地球温暖化問題への取組の重要性などについて、町民や事業者への啓発を行い、意識の高揚を図ります。 ・自宅や事業所で実践できる地球温暖化対策を広報・PR し、町民や事業者の自発的な取組を推進します。 ③気候変動の影響の把握 ・これまでの温室効果ガスの発生抑制のための「緩和策」に加えて、気候変動の影響に対応する「適応策」を講じるため、適正な知識の周知や注意喚起、国や県との連携、適応事例などの情報収集を行います。 (2) 町民の取組 ・地球環境問題について関心を持ち、理解を深めましょう。 ・温室効果ガスの排出削減につながるライフスタイルについて情報を収集し、積極的に実践しましょう。 ・冷蔵庫・エアコンなどフロンガスを使用している製品を廃棄するときは、ルールに従って適正に業者に引き渡しましょう。 (3) 事業者の取組 ・法や条例による規制を遵守し、温室効果ガスの削減に努めましょう。 ・ボイラーなどの設備機器の点検と合理的な使用に努めましょう。 ・業務用空調機器などフロンガスを使用している製品を廃棄する場合は、ルールに従って指定業者に委託し、適正に処理しましょう。	②町民や事業者の意識向上 ・<u>地球温暖化対策実行計画（区域・施策編）を策定し、地球温暖化対策の情報などを広報紙やホームページに掲載し、広報・啓発を推進します。</u> ③気候変動の影響の把握 ・<u>地域気候変動適応計画を策定し、これまでの温室効果ガスの発生抑制のための「緩和策」に加えて、気候変動の影響に対応する「適応策」を講じるため、適正な知識の周知や注意喚起、国や県との連携、適応事例などの情報収集を行います。</u>
----	---	--

頁	現行	改正
73	第 4 節 環境保全活動の推進の目標 2 省エネ・省資源	

74	(1) 町の取組 (行政の施策) ①省エネ・省資源の取組、省エネ機器の普及の推進 ・家庭における省エネルギーの取組への理解と協力に向けて、日常の生活が地球環境に与える影響などについてわかりやすく広報します。 ・町民や事業者が自発的に省エネルギーに取り組むための情報提供に努めます。 ・公共施設において、省エネ設備・機器の導入を推進します。 ・公用車については、更新時に低燃費・低公害車の導入を進めます。 ②自動車利用に際しての省エネの推進 ○自動車の適正使用 ・近場の用事には、公用車を使わずに自転車を活用します。 ・公用車使用時のエコドライブを実践するとともに、町民、事業者に対してエコドライブの意識啓発を図ります。 ○公共交通の利便性の向上 ・バス利用促進のため、関係者とともにルートや料金を検討します。 ・さらなる人口減少・高齢化を踏まえ、地域の特性にあった持続可能な公共交通のあり方などを検討します。 (2) 町民の取組 ・夜ふかし型から早寝早起き型の生活に切り替えましょう。 ・テレビや照明、冷暖房機器などは、不要のときはこまめに消して節電を心がけましょう。長期間使わない場合は、主電源を切りましょう。 ・冷暖房機器の設定温度は、冷房は28℃、暖房は20℃を目安としましょう。 ・入浴時は、家族が続けて入ることで追い炊きを控えましょう。 ・電化製品を購入する際には、省エネルギー型や節水型の製品を選びましょう。 ・省エネの推進のため、住宅への省エネナビの導入を検討しましょう。 ・近所に出かけるときには乗用車を使用せず、徒歩や自転車で出かけましょう。また、できるだけ公共交通を利用しましょう。 ・自動車の運転時には、アイドリングストップなどのエコドライブを心がけましょう。 ・自家用車を購入する際には、低燃費・低公害車を選びましょう。 (3) 事業者の取組 ・夏季のクールビズ、冬季のウォームビズを	
----	--	--

	推進しましょう。冷暖房機器の設定温度は、冷房は28℃、暖房は20℃を目安とし、使用時間を適正に管理しましょう。 ・事業所内で照明やOA機器などの節電を励行し、省エネルギーに努めましょう。 ・自然光の取り入れや昼休み時の消灯などにより、照明の効率化に努めましょう。 ・設備・空調などを導入・更新する際には、省エネルギー型の製品を選びましょう。 ・省エネの推進のため、事業所への省エネナビの導入を検討しましょう。 ・業務用車両を購入する際には、低燃費・低公害車を積極的に導入しましょう。 ・自動車の点検・整備を励行し、使用の際にはアイドリングストップなどのエコドライブを心がけましょう。 ・物資や製品の輸送にあたっては、共同輸送や公共交通機関の利用など、効率的・合理的な輸送システムを採用しましょう。 ・業務用車両の運用や運行計画については、定期的に見直しをしましょう。	
--	---	--

頁	現行	改正
75	第4節 環境保全活動の推進の目標 3 環境教育・環境学習 (1) 町の取組（行政の施策） ①環境情報の提供の推進 ・町民や事業者一人一人がよりよい環境づくりに関心を持ち、自主的に行動できるよう、環境情報の提供に努めます。 ・町の環境の状況及び施策の推進状況について、情報公開を推進します。 ・町のホームページや広報紙などで、環境関連情報の充実を図ります。 ・町の行事やイベントの中で、環境関連情報を積極的に提供します。 ②環境教育・環境学習の活発化 ・親子や子供と老人など世代間で、ともに学べる環境学習の開催を推進します。 ・年齢や学習段階などに応じた環境教育・環境学習の開催への支援を推進します。 ・地域の環境学習などをまとめるリーダー役の養成への支援を推進します。 ・小・中学生や地域団体などを対象としたごみ処理施設見学会を継続します。 ・自然観察会など、自然とふれあう環境学習を実施します。 ・河川敷や既存の公園等を会場とする環境学習の開催などを推進します。	

76.	・一般町民や子どもを対象とする環境学習の講座を開催するとともに、講座の周知・広報に努めます (2) 町民の取組 ・環境学習講座や自然観察会などに積極的に参加し、環境に関する知識を深めましょう。 ・子どもが自然に興味を持つよう河川敷などに出かけ、身近な自然に親しみましょう。 ・子どもが学校などで環境について学んだことを家庭で一緒に考えましょう。 ・家庭において、環境問題について話し合う機会を増やしましょう。 ・環境問題について自ら情報を収集し、正しい知識を深めましょう。 ・地区コミュニティ協議会などで、環境に関する地域の課題や意見などを発表しましょう。 ・町が提供した環境保全に関する取組などを日々の生活の中で実践しましょう。 (3) 事業者の取組 ・事業活動に伴う環境負荷を低減できるよう、最新の技術の情報収集に努めましょう。 ・様々な環境情報を積極的に入手し、日々の事業活動に反映させるよう努めましょう。 ・省エネルギー・省資源、ごみの排出抑制など、環境に配慮した行動を事業所全体での取組として定着させましょう。 ・社員に対する環境教育などの指導を実施し、環境への意識を高めましょう。 ・町や各種団体が行う学習会、講演会、セミナーなどには積極的に参加しましょう。 ・町民・町などと連携し、環境教育や環境学習の機会、場所、人材などの提供に協力しましょう。	
-----	---	--

頁	現行	改正
77	第4節 環境保全活動の推進の目標 4 環境保全活動 (1) 町の取組（行政の施策） ①自発的な環境保全の取組の推進 ・町民や団体の地域における各種の環境保全活動などを積極的に支援します。 ・町民や団体が自らの手で実行できる環境保全のための活動について、町の広報紙やホームページなどでの情報提供に努めます。 ・環境保全の意識の向上につながる、より効果的な情報提供のあり方について検討します。 ・事業者の自主的な環境保全の取組のため、	

78	「エコアクション 21」などの環境認証の取得に向けた情報提供等に努めます。 ・環境保全活動の実施者に対する表彰などを行い、町民や事業者などの環境保全の取組を支援します。 ②連携・協力による環境保全の取組の推進 ・環境保全活動などを通じた各種団体、地域間の交流を図り、人の交流や情報交換による環境保全活動の活性化を推進します。 ・大気や水質、外来生物、有害鳥獣などの情報公開に努め、町民や事業者との情報の共有化を推進します。 ・地域における自発的な環境保全の取組の推進のため、地域の美化活動や資源回収などの取組を通して地域コミュニティの活性化を図ります。 ・近隣自治体との連携・協力により、河川の環境保全事業などを継続します。 (2) 町民の取組 ・環境問題に関する一人一人の社会的責任を認識し、積極的に行動しましょう。 ・日々の生活や行動が、環境に関わっているという意識を持ちましょう。 ・地域の清掃活動や美化活動に積極的に参加しましょう。 ・地域の高齢者から、昔から伝わる生活の知恵を学びましょう。 ・環境について学んだ知識や体験を子どもたちに伝えましょう。 (3) 事業者の取組 ・エコアクション 21 などの環境認証の取得、ごみや省エネに関する社内の管理部署の設置や責任者の任命など、環境保全に向けて社内体制の整備を進めましょう。 ・事業者間の交流や情報交換に努めましょう。 ・地元の住民との交流や意見交換などの機会を設けましょう。 ・事業所の環境保全に向けた取組や事業活動を通じて蓄積した知識やノウハウを PR するなど、積極的に情報を発信しましょう。 ・事業者の知識や技能を活かし、環境に関する各種のイベント・行事などに参加・協力しましょう。	
----	---	--